

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 （06-6469-7955） 東部市場 （06-6756-3901） 南港市場 （06-6675-2010）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売場等の使用許可の取消し、制限、停止
概要	卸売業務の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者に係る卸売場等の使用の許可を取り消します。 また、偽りその他不正の手段により卸売場等の使用の許可を受けたとき、建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき、又は大阪市中央卸売市場業務条例に違反し、又は大阪市中央卸売市場業務条例に基づく指示に従わないときは、卸売場等の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第54条第5項及び第6項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎ 中央卸売市場業務条例第16条第1項若しくは第2項又は第69条第1項第3号の規定により卸売業務の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者に係る卸売場等の使用の許可を取り消します。 ◎ 卸売場等の使用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により卸売場等の使用の許可を受けたとき (2) 建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき、管理上支障があるときその他市長が不適当と認めるとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき ○上の各号のいずれかに該当するときの処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、卸売業者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—